

防府市土地改良区の印鑑証明等に関する事務取扱要綱

平成24年3月12日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県の事務処理の特例に関する条例（平成12年山口県条例第2号）第2条の規定に基づき防府市が行う防府市内に主たる事務所を置く土地改良区（以下「土地改良区」という。）に係る印鑑その他の証明事務について必要な事項を定めるものとする。

(証明事項)

第2条 この要綱に基づく証明は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 土地改良区の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 土地改良区の代表者の氏名及び住所
- (3) 土地改良区の代表者の印鑑（印影）
- (4) 土地改良区の役員の職名、氏名及び住所

(証明事項登録簿)

第3条 市長は、前条の証明に係る事務を適正に行うため土地改良区証明事項登録簿（様式第1号。以下「登録簿」という。）を備えるものとする。

2 登録簿に登録する事項（以下「登録事項」という。）は次のとおりとする。

- (1) 土地改良区の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 土地改良区の代表者の氏名及び住所
- (3) 土地改良区の代表者の印鑑

(登録簿への登録)

第4条 土地改良区の代表者は、登録事項について登録簿に登録を受けることができる。

(登録の申請)

第5条 前条に規定により登録簿に登録を受けようとする土地改良区の代表者（以下「代表者」という。）は、土地改良区証明事項登録申請書（様式第2号）により市長に申請するものとする。

(登録事項の登録)

第6条 市長は前条の規定による登録の申請があった場合は、その内容を審査し、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録簿に登録するもの

とする。

- (1) 土地改良区の名称が、土地改良法（昭和24年法律第195条。以下「法」という。）第16条第1項又は法第79条第1項の規定に基づく定款（以下「定款」という。）に記載した名称と一致すること。
 - (2) 土地改良区の主たる事務所の所在地が、定款に記載した事務所の所在地と一致し、かつ、市内に存すること。
 - (3) 代表者が、法第18条第16項（法第84条の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出をした者で、申請時において法第19条第1項（法第84条の規定により準用する場合を含む。）の規定及び定款の定めるところによる当該土地改良区を代表するものであること。
 - (4) 登録を受けようとする印鑑が、照合に適したものであること。
- 2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、代表者に対して、別の書類を求めることができる。
- 3 登録は、登録簿に登録事項、登録番号及び登録の年月日を記載してするものとする。ただし、一の土地改良区が登録を受けることができる代表者の印鑑は、1個に限るものとする。

（登録事項の変更）

第7条 登録簿に登録を受けた代表者は、登録事項に変更があったとき又は登録事項を変更しようとするときは、土地改良区証明事項変更登録申請書（様式第3号）により市長に申請するものとする。

- 2 前条の規定は、登録事項の変更申請に準用する。この場合において、前条第1項中「前条の規定による登録の申請」とあるのは、「第7条第1項の規定による変更登録の申請」と、同条第3項中「登録簿に登録事項、登録番号及び登録の年月日」とあるのは「登録簿に変更事項」と読み替えるものとする。

（登録の抹消）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

- (1) 土地改良区が解散したとき。
- (2) 登録の抹消の申立があったとき。

(3) 登録事項に変更があつたにもかかわらず、正当な理由なく前条の規定による申請をしないとき。

(証明の申請)

第9条 第2条の証明を受けようとする者は土地改良区証明事項交付申請書(様式第4号)に代表者の氏名及び住所並びに代表者の印鑑証明(様式第5号(その1))及び土地改良区の役員の証明(様式第5号(その2)) (以下「証明書」という。)を添付して行うものとする。

2 前項の場合において、証明書の添付枚数は、証明書交付用として必要な枚数とする。

3 前第1項の申請は、何人でも行うことができる。ただし、第2条第3号の土地改良区の代表者の印鑑に係る申請は、該当する土地改良区の代表者に限り申請することができる。

4 市長は、証明の申請が不当な目的によることが明らかなきときは、証明を拒むことができる。

(証明書の交付等)

第10条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容が登録簿及び法第18条第16項(法第84条の規定において準用する場合も含む。)の規定による届出と相違ないことを確認の上、添付された証明書に奥書きして証明書を交付するものとする。

2 証明書の交付手数料は、防府市手数料条例(平成12年防府市条例第19号)別表に定めるところによる。

3 交付手数料の免除を受けようとする場合は、土地改良区証明手数料免除申請書(様式第6号)により、申請するものとする。

(登録原簿の不開示)

第11条 この要綱に基づく登録簿その他の土地改良区の代表者の印鑑の登録及び証明に関する書類については、開示しないものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(防府市用排水路浚渫費補助金交付要綱等の一部を改正する要綱)

- 1 この要綱は平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、従前の規定により定められた印刷物で残存するものについては、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（表面）

土地改良区証明事項登録簿

登録番号		登録年月日	年 月 日
土地改良区の名称			年 月 日
			変更 年 月 日
			変更 年 月 日
主たる事務所の所在地			年 月 日
			変更 年 月 日
			変更 年 月 日
代表者の印鑑			
	年 月 日	変更 年 月 日	変更 年 月 日
代 表 者			摘 要
氏 名	住 所		

(裏面)

交付年月日	証明事項	交付枚数	印	手数料
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除
年 月 日	<input type="checkbox"/> 名称・事務所所在地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名・住所 <input type="checkbox"/> 代表者印鑑 <input type="checkbox"/> 役員			<input type="checkbox"/> 円 <input type="checkbox"/> 免除

様式第2号（第5条関係）


年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 所在地
名 称
代表者

土地改良区証明事項登録申請書

土地改良区の証明事項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

土地改良区の名称		
土地改良区の主たる事務所の所在地		
代表者	氏 名	
	住 所	
代表者の印鑑		(代表者印) 

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 所在地
名 称
代表者

土地改良区証明事項変更登録申請書

登録事項に変更があったので、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項

変更前	
変更後	

2 変更理由

3 変更年月日

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 所在地
名称
代表者

土地改良区証明事項交付申請書

下記のとおり必要がありますので、別紙により証明願います。

記

1 使用目的

2 交付申請部数

3 証明を求める事項

- 土地改良区の名称及び主たる事務所の所在地
- 土地改良区の代表者の氏名及び住所
- 土地改良区の代表者の印鑑
- 土地改良区の役員

様式第5号（その1）（第9条関係）

土地改良区の代表者の氏名及び住所並びに代表者の印鑑証明

(代表者印)	
	土地改良区の名称
	主たる事務所の所在地
	代表者名
	(住所)

上記は、土地改良区の代表者の氏名及び住所並びに代表の印鑑であることに相違ないことを証明する。

証明番号 第 号
年 月 日

防府市長 印

様式第5号（その2）（第9条関係）

土地改良区の役員 の 証明

土地改良区の名称及び 主たる事務所の所在地			
証 明 事 項	土地改良区の役員		
	職 名	氏 名	住 所

(注) 証明事項欄中に空欄がある場合には斜線を引き「余白」と表示すること。

上記は、土地改良区の役員であることに相違ないことを証明する。

証明番号 第 号
年 月 日

防府市長

印

様式第 6 号 (第10条関係)

土地改良区証明手数料免除申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 所在地
名 称
代表者

下記のとおり、土地改良区の証明手数料の免除を受けたいので、防府市手数料条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定により申請します。

記

手 数 料	名 称	
	金 額	円
免 除 申 請 額		円
申 請 の 理 由		

添付書類

申請理由となる事実を証する書類